

決 定 書

異議申出人

宮代町

伊草 勝美

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和6年2月16日付けで提起された令和6年2月4日執行の宮代町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、宮代町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨

第1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人鈴木次男（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

第2 本件異議申出書の理由

本件異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、当選人は、次のとおり公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第129条「事前運動の禁止」及び第142条「選挙運動用ビラの配布規定」に違反する行為を行った。

- (1) 本件選挙の告示日前に約1400部の選挙運動用ビラのポスティングを行った。
- (2) 告示日後の令和6年1月30日（火）に、約600部を配布規定に違反し、ポスティングを行った。
- (3) 選挙運動用ビラが構図規定に違反していた。

第3 証拠書類等

申出人が提出した証拠書類等

- (1) 当選人の選挙運動用ビラの写し
- (2) 町議会議員金子正志の証言記録
- (3) 当選人と申出人の補佐人との音声記録

決定の理由

当委員会は、申出人から令和6年2月16日に提出された異議申出書に形式的に不備があったため、同月26日付けで異議申出書の補正を命じた。これに対し、申出人から同日に補正書が提出され、当委員会はこれを形式的な要件を備えた適法なものとして認め、同日付けでこれを受理した。

なお、審理に当たっては、申出人からの申立てによる口頭意見陳述を実施し、提出された証拠書類等を基に、慎重に審理を行った。

第1 はじめに

- 1 当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定した機関の構成もしくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う」ものをいい、「広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として当選の無効を主張する場合を含まない」ものと解されている（東京高判昭和28年2月17日判決参照）。
- 2 また、「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主催者等が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」と解されている（最三小判昭和35年9月13日判決参照）。

第2 当委員会の判断

前記のとおり、当選の効力に関する争訟とは「広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」ものと解すべきである。

申出人は、当選人が本件選挙の告示日前に約1400部の選挙運動用ビラのポスティングを行い、また、告示日後の令和6年1月30日（火）に、約600部を配布規定に違反してポスティングを行い、さらに、選挙運動用ビラを構図規定に違反して頒布したことは、公選法第129条「事前運動の禁止」及び第142条「選挙運動用ビラの配布規定」に違反しており、これを理由として当選人の当選の無効を主張しているが、これは正に当選人等の行為が公選法という選挙の法規の違反を理由として当選の無効を主張するものである。

また、前記のとおり当選人が公選法に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの判定については、当委員会はこれを審理判定する責務権限を有しないものと解すべきである。

したがって、申出人の主張は、当選無効の事由に該当しない。以上のとおり、申出人の主張には理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和6年3月15日

宮代町選挙管理委員会
委員長 小林弘明

教 示

この決定に不服のあるときは、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。